

「国民健康保険被保険者証」の更新時期、です

佐呂間町国民健康保険に加入されている皆さんがお持ちの被保険者証は、9月30日が有効期限となっています。10月1日以降は使用できませんので、次のとおり更新手続きをお願いします。

また、すでに学校を卒業され、他市町村に居住されている場合や事業所などの健康保険に加入された場合は、国民健康保険の喪失の届出が必要になります。届出を忘れると、そのまま国税が課税されたり、保険の給付を受けることができなくなりますので、手続きがお済みでない方は、忘れずに喪失の届出を行ってください。

《更新日程》

◆更新期間 9月12日～30日
(土、日曜日、祝日を除く)

◆更新場所 役場保健福祉課医療保険係
役場若佐支所
役場浜佐呂間出張所

※今年度から各公民館などでの更新は行いません。

◆持参するもの

○現在お持ちの被保険者証 ○印鑑

○在学証明書 (佐呂間町から他市町村へ転出の届出をし、学校に通学していて被保険者証の交付を受ける方。※4月以降、在学証明証を提出されている場合は不要です。)

○在園証明書 (佐呂間町から他市町村へ転出の届出をし、施設などに入所していて被保険者証の交付を受ける方。)

【お問い合わせ】
役場保健福祉課医療保険係 Tel 2・1212

9月の納付 忘れずに !!

☆固定資産税 第3期
☆国民健康保険税 第3期
☆介護保険料 第3期
☆後期高齢者保険料 第3期

今月は上記の納付月です。忘れずに納めましょう。事情があって「納期限までに納められない」又は「一度に納められない」などの相談や不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】
◆国民健康保険税・固定資産税は
役場企画財政課町民税係・資産税係、徴収対策室
Tel 2・1214
◆介護保険料・後期高齢者保険料は
保健福祉課介護保険係・医療保険係
Tel 2・1212

国民年金からのお知らせ

☆国民年金保険料は納期限までに納めましょう !!

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故により障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。保険料を納期限までに納めていないと、このような年金を受け取ることができなくなる場合があります。

将来安心して老後を迎えられるように、また、万が一の事故や病気に備えるためにもきちんと国民年金保険料を納めましょう。なお、納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として税金の負担が軽減されます。

【お問い合わせ】
役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213

☆専業主婦（主夫）の年金が改正されました !!

平成25年7月1日から専業主婦の年金が改正され、サラリーマンの夫が退職した際などに年金の切り替え手続きが遅れたために、保険料が未納となっている主婦が手続きをすれば年金を受け取れるようになる場合があります。

夫が会社を退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続きをして (3号被保険者から1号被保険者への変更届)、保険料を納めなくてはなりませんが、この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。今回の年金改正により、このような場合も手続きをすれば、「未納期間」を「受給資格期間」に算入できるようになりました。

※妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様。

年金切り替えの手続きが遅れたことがある方は今すぐ手続きをお願いします。この手続きで、65歳未満の方は、障害・遺族年金を受け取りやすくなります。65歳以上の方は、問い合わせが遅れると年金の受け取りも遅れてしまいます。

【お問い合わせ】
国民年金保険料専用ダイヤル Tel 0570・011・050
北見年金事務所 Tel 0157・25・9635

蕎麦道場、手打ち蕎麦教室開催

☆講習期間 9月7日～11月9日 (全日程13時～15時)

① 9月 7日 ② 9月21日 ③ 10月5日
④ 10月19日 ⑤ 11月 9日

☆講習場所 遠紋地域人材開発センター
遠軽町岩見通北10丁目

☆講師 遠軽手打ち蕎麦同好会 会長 水川 勝氏
☆受講料等 受講料 10,000円 (5回分道具使用料含)
材料代 3,500円 (1回700円×5回)

【申込・お問い合わせ】
遠紋地域人材開発センター運営協会
Tel 01587・42・4037

住宅・土地統計調査のお知らせ

総務省統計局では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。この調査は、住生活に関する様々な施策の基礎資料を得ることを目的とし、全国約350万世帯を抽出して行う5年に1度の大規模な調査です。

調査対象となる世帯には、9月下旬に調査員が訪問して調査票を配布しますので、調査の趣旨をご理解いただき、調査票へのご記入、またはインターネットでのご回答をお願いします。

なお、調査内容などでご不明な点がありましたら、訪問した調査員にご質問いただくか、役場企画財政課計画係までお問い合わせください。

【お問い合わせ】
役場企画財政課計画係
Tel 2・1214

アルコール関連問題講演会のお知らせ

皆さんにアルコール依存症という病気や治療・回復のための支援について知っていただくための講演会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

○日時 10月19日 13時30分～
○場所 紋別市市民会館
紋別市潮見町1丁目4-3

◆内 容

○紋別管内のアルコール依存症者支援の状況報告

○講義「アルコール依存症と自殺予防について」
講師 相川記念病院院長 中條 拓 氏

○体験発表「当事者の思い、断酒会について」
発表者 遠軽断酒会長

※参加費無料

【申込・お問い合わせ】
紋別保健所
健康推進課神保健福祉係
Tel 0158・23・3108

通院交通費の助成

特定疾患及び精神障がいのため治療を必要とする方に対して、治療を受ける医療機関までの交通費について前区分(4～9月分)を支給します。

ただし、公的制度の交通費の支給及び割引を受けた額を除きます。支給方法は下記のとおりです。

■難病者治療通院交通費及び人工透析患者治療通院交通費の支給

<対象者>

○北海道特定疾患治療研究実施要綱に定める治療研究対象患者

○小児慢性特定疾患治療研究実施要綱に定める治療研究対象患者

○北海道ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業実施要綱に定める治療研究対象患者

○人工透析により通院を必要とし、身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方

<手続き>

特定疾患医療受給者証、身体障害者手帳、印鑑をご持参ください。

■精神障害者治療通院交通費の支給

<対象者>

○障害者自立支援法に基づき、医療機関に通院されている方

<手続き>

印鑑をご持参ください。

◆支給額 (共通)

○公的交通機関利用の場合
医療機関までの往復交通費実費

○自家用車利用の場合
自宅から医療機関までの最短距離を1km当たり20円で計算した額

【お問い合わせ・手続場所】
役場保健福祉課社会福祉係
Tel 2・1212

知来最終処分場、休業期間のお知らせ

下記の期間、知来の一般廃棄物最終処分場は秋季祭期間のため休業となりますので、ご注意ください。

◆知来処分場休業期間
9月21日～23日

※通常の開放日は、火・水・金・日曜日です。

Information Board

情報掲示板

行政相談週間

総務省では、行政相談制度に関する国民の理解と認識を深め、同制度の利用を促進するため、10月21日から27日までの1週間を「行政相談週間」と定めて全国一斉に各種行事が行われます。

本町でも、行政相談週間に、総務大臣から委嘱された行政相談員による特設相談所を開設しますので、道路、登記、年金など町の仕事や行政に対する苦情や要望などお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

◆特設相談所

○日時 10月25日
13時30分～16時

○場所 佐呂間コミセン 会議室

◆行政相談員
山 本 英 人 氏
(宮前町 Tel 2・2494)

【お問い合わせ】
役場総務課総務係 Tel 2・1211

9

5

5 8

厚紙を「リサイクル資源」として回収しています!!

町では、厚紙をリサイクル資源（無料）の「段ボール」に含めて回収しています。

■出し方は

○段ボールと同様に、開いて何枚かを必ずひもで十文字にしっかり束ねてください。

○段ボールと厚紙は混入できます。

※混入する場合は、厚紙が抜け落ちたりばらけないようにしっかりと束ねてください。ばらけた場合など回収できなくなることもあります。

☆大きさが違いすぎると、きちんと締まらないため、大きさをできるだけそろえて束ね、十文字に縛るとしっかり締まりますのでご協力をお願いします。

■厚紙とは

多くの紙を重ねて作った「積層構造」の紙で、裂いた断面はグレーなどの色をしています。例えば、ティッシュの箱、お菓子の箱や缶ビールのパッケージなどです。



■注意点は

ティッシュの箱のビニール部分は「その他プラスチック」の資源物のように厚紙以外のものは取り除き分別してください。アルミが貼られたものは「燃やさないごみ」、ろうで加工されたものや汚れたものは「燃やすごみ」となります。

【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

ご寄附 ありがとうございます

■社会福祉協議会

▼香典返しを廃して

武士 寺本 孝昭 さん
若佐 小野 露 さん
朝日 近藤 宮子 さん
西富 太知 登志子さん
宮前町 直井 エミ子さん
浜佐呂間 大澤 祐功 さん
浜佐呂間 部田 勝己 さん
浜佐呂間 松本 博純 さん
若里 小松 正光 さん
若佐 北原 房子 さん

■朝富自治会・朝富老人クラブ・朝日婦人会へ

朝日 近藤 宮子 さん

■福祉事業に対して

佐呂間社交ダンス同好会 会長 為広 恵美子さん
佐呂間町商工会青年部 部長 面 昌利 さん

情報掲示板

「特定疾患医療受給者証」・「ウィルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」・ウィルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証」をお持ちの方へ

有効期限が平成25年9月30日までの受給者証をお持ちの方で、引き続きこの制度を利用される場合は、更新の手続きが必要です。手続きをしない場合は、受給者証を使用することができません。

なお、「特定疾患医療受給者証」の更新手続きができるのは有効期限が切れるまでの、9月30日までですので、ご注意ください。

◆受付期間 9月30日（土・日曜日、祝日除く）
8時45分～12時・13時～17時15分

◆提出先 ☆紋別保健所健康推進課保健予防係
紋別市南ヶ丘町1丁目6
☆紋別保健所遠軽支所
遠軽町大通北5丁目1

【お問い合わせ】

紋別保健所健康推進課保健予防係

Tel 0158・23・3108

紋別保健所遠軽支所 Tel 0158・42・3108

ヒグマに注意!!

近年、町内でヒグマの目撃や足跡の発見などの出没情報が増えていますが、今年もきのこ採りなどで山林に入る人が増える時期になり、ヒグマとの遭遇事故が心配されます。

町内の山林はヒグマの生息地です。今年も町内各地で目撃情報や農作物の食害が多数発生しています。栃木地区ではヒグマ1頭が有害駆除されていますが、若佐市街周辺では家庭菜園が食害に遭い、市街地でも出没が確認されています。冬眠前のヒグマはエサを求めて行動が活発になりますので、家の周りにエサとなるようなものを置かないようにし、山林に入る場合は次のことに注意しましょう。

☆山に入る前に役場や警察、地元の人に出没情報を確認する。

☆鈴をつけたラジオなど大きな音を出して行動する。
☆ヒグマの行動する朝方や夕方に行動せず、単独で山に入らない。

☆ヒグマの糞や足跡を発見したら引き返す。

☆万一、ヒグマに遭遇したら目を放さずゆっくりと後退してください。もし、向かってきたら服や持物を置いて気をそらすのも効果的です。万一に備え、ナタなどを携行しましょう。

【ヒグマを目撃したら】

役場経済課林務係 Tel 2・1200

又は最寄りの駐在所にご連絡ください。

今年の秋は1等賞金3億3,000万円!!

今年のオータムジャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて3億9,000万円!!

《オータムジャンボ宝くじ》

○1等 3億3,000万円×13本

○前後賞各 3,000万円×26本

※本数は、発売総額390億円・13ユニットの場合。

○発売期間

9月20日～10月11日

○抽選日 10月18日

○支払開始日 10月23日

◆昨年のオータムジャンボの宝くじの時効（10月23日）が迫っていますのでお忘れなく!!

☆この宝くじの収益金は市町村の明るい町づくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

人の動き

住民基本台帳法の改正により、今月号掲載の7月末人口から外国人住民も含めた人口となります。

■人 口 5,805人（+4）

[内外国人数 139人]

■男 2,713人（+2）

[内外国人数 8人]

■女 3,092人（+2）

[内外国人数 131人]

■世帯数 2,570戸（+5）

[内外国人世帯 120戸]

※（）内は前月比

法務局「休日相談所」・「なるほど講座」開設

法務局では、登記・供託・戸籍・人権擁護事務などの業務に関する相談として、相続、登記手続、土地の境界問題、遺言、成年後見、いじめや児童虐待、高齢者に対する介護者の虐待、女性に対する暴力といった人権に関する困りごと、心配ごとなどのご相談をお受けする「全国一斉!法務局休日相談所」及び「法務局なるほど講座」を開設します。

相談は、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員、法務局職員、講座については公証人と法務局職員が担当します。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。

☆講座内容

○遺言制度について

○相続登記をめぐる各種手続

【お問い合わせ・講座事前予約】

釧路地方法務局北見支局総務課

Tel 0157・23・6166

町営住宅の空家状況

8月16日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

＜公募期間のある町営空家住宅＞

■浜佐呂間第3団地

2階建3LDK 2階1戸16,300円～

※公募期間終了のため空家状況についてはお問い合わせください。

＜随時入居可能な町営空家住宅＞

■栄団地

2階建3LDK 1階1戸15,300円～

2階1戸15,300円～

上記の他にも入居可能な町営住宅がありますので、入居申込など詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

役場建設課管理係 Tel 2・1210

民生委員・児童委員の交代がありました

東地区の民生委員・児童委員の交代がありました。

◆東地区 民生委員・児童委員

○荒田 由紀野 氏

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された、担当地区の住民の立場に立ち、生活上の様々な問題を抱えている人の相談、支援にあたる方です。何かお困りのことがありましたら、ご相談ください。

☆民生委員・児童委員に関するお問い合わせ

役場保健福祉課社会福祉係

Tel 2・1212

心の健康づくり講演会のお知らせ

更年期世代の心の健康について考える講演会です。これまでの女性特有の悩みとされていた更年期ですが、最近では男性更年期も注目されています。女性だけではなく男性にも知っていただきたい「心を元気に保つコツ」についてお伝えしますので、ぜひ、ご参加ください。

◆テーマ

「更年期のための心の健康づくり講座」

◆日時 10月2日 18時30分～

◆会場 佐呂間町民センター

◆講師 (有)ナチュラルハート
代表取締役 神田裕子氏
(心理・産業カウンセラー)

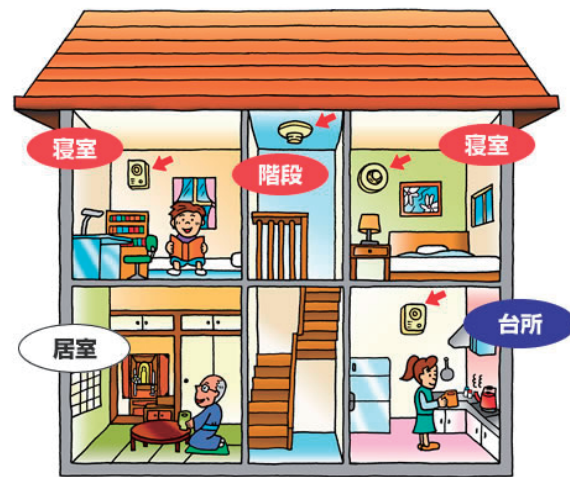
◆定員 60名

◆申込締切 9月30日

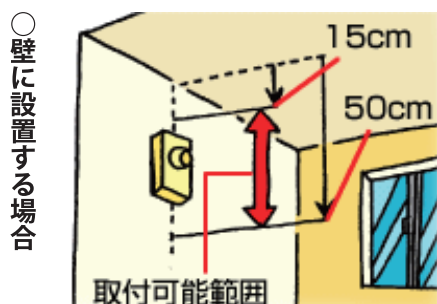
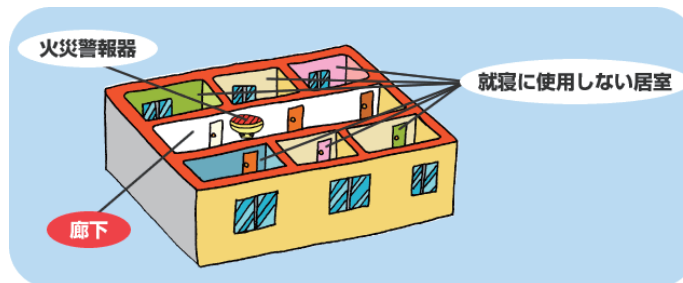
【申込・お問い合わせ】

役場保健福祉課保健推進係

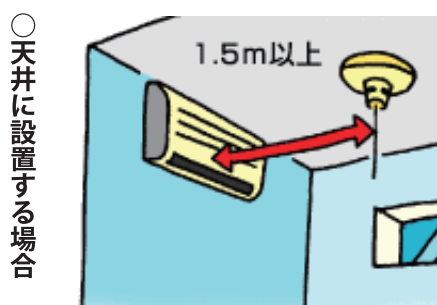
Tel 2・1212



☆住宅用火災警報器の設置場所



○壁に設置する場合



○天井に設置する場合



ホームセンター、家電量販店などで購入できますが、消防法令適合品である日本消防検定協会の「NSマーク」がついているものを選びましょう。

住宅用火災警報器はどこで買うの？

取付に特別な資格は必要ありませんが、配線工事が必要な場合は電気工事でなければなりません。取付ができない場合は、取付支援に伺いますので、お近くの消防機関にご連絡ください。



義務設置から5年経ちました

お忘れではないですか？住宅用火災警報器！！

住宅用火災警報器のアンケート調査を実施！！

7月に遠軽地区広域組合管内（遠軽町・湧別町・佐呂間町）の5,572世帯を対象に、住宅用火災警報器（住警器）設置率アンケート調査を実施し、4,202世帯から回答をいただきました。

管内では、全ての住宅に設置が義務化されてから5年が経過し、昨年の設置率72・6%と比較し若干増加して76・1%となりました。しかし、未だ2割強の世帯が未設置となっている状況がわかります。

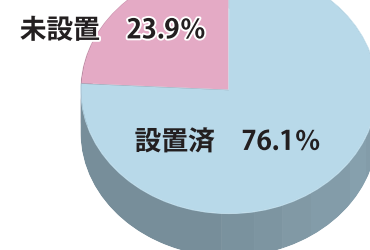
設置していない理由として、「義務化を知らなかった」との回答が約6%と、まだ完全に周知されていませんでした。また、「必要性を感じない」「十分火の元に注意している」などの意見もありましたが、放火やコンロの消し忘れなど、いつどのような時に火災が起るかわかりません。

そのほかの理由として、「購入したがまだ設置していない」、「設置は考えている」と回答した世帯も多かったため、火災からあなた自身はもちろん大切な家族の生命、財産を守るためにも、1日も早く必ず設置してください。

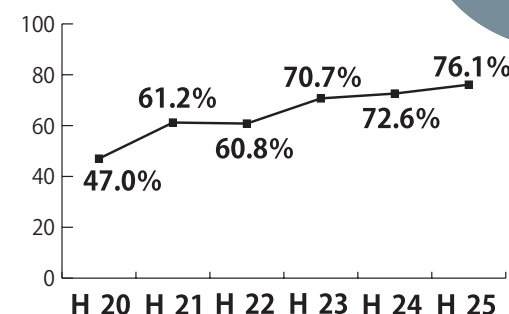
住宅用火災警報器はなぜ必要なの？

火災が発生したときは、目で煙や炎を見たり、肌で普段とは違う熱気を感じたり、鼻で焦げた臭いを感じたり、耳でパチパチと燃える音を聞いたり、五感によって気付くことができます。

平成25年度設置率調査結果



管内設置率調査結果推移



住警器には、煙を感知する「煙式」と熱を感知する「熱式」があります。台所に設置する場合、煙式は調理時に煙や蒸気がかかるおそれのない場所に、熱式は調理時に高温になるおそれがない場所に設置しましょう。

住宅用火災警報器はどこにつけるの？

「寝室」に設置が義務付けられています。また、寝室が2階以上にある場合は、「階段」にも設置しなければなりません。

7m（四畳半）以上の居室が5以上ある階には「廊下」に設置が必要です。いずれの場合も「煙式」の住警器が推奨されています。「台所」は義務はありませんが、「熱式」の住警器を設置することが推奨されています。

住警器は天井又は壁に取り付けますが、火災の煙や熱は、上に昇って天井に広がり、壁際には空気がたまって煙が届きにくいいため正しい位置に設置することが大切です。

一般的な取付方法は、付属のネジで台座を天井又は壁に取り付け、固定した台座に本体をはめこみます。なお、

す。しかし、それでは就寝中や仕切られた部屋で物事に集中しているときには、火災の発生に気付くのが遅れてしまいます。そこで、家庭内の火災をいち早く感知し、音や音声で警報を発して火災の発生を知らせてくれるのが住警器です。近頃、増加傾向にある天ぷら油のかけ忘れなどによる火災では、住警器の警報で気付いて初期消火したことにより延焼拡大を免れたとの奏功事例が多く寄せられています。住警器によって火災を早期に見つけることで、初期消火や避難、通報などの行動が早まり、延焼拡大も軽減することができそうです。



住宅用火災警報器の「取付支援」・「共同購入」・「維持管理」のお問い合わせは

遠軽地区広域組合消防本部

Tel 0158・42・2050

Fax 0158・42・2184

<http://www.engarukouiki.jp/>



？ 設置したけれど、火災ではないのに鳴ることはあるの？

【故障】

故障は警報音と警報ランプで知らせます。メーカー・機種でも異なりますので、説明書などで確認しておきましょう。

【電池の寿命】

電池寿命は約10年です。購入後、10年経ったら、本体ごと交換しましょう。有効期限前の電池切れは、電池の過度な消耗や、本体の不良・不具合によるものも考えられます。

【湯気やホコリを感知】

湯気が出て住警器が鳴ってしまった場合は、換気をして湯気を外に出し、警報音を止めましょう。ホコリを感知して警報が鳴る場合もありますので、定期的に掃除を行いましょう。